

新宮市文化複合施設管理運営検討委員会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、新宮市文化複合施設管理運営検討委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関して必要な事項を定める。

(傍聴定員)

第2条 傍聴者の定員は、会議場の状況により委員長が決定する。

(傍聴の手続き等)

第3条 傍聴申し込みは、委員会を開催する会場において、委員会開催当日の会議開始時刻の30分前から、10分前まで受け付ける。

2 傍聴者は先着順にて決定し、定員になり次第締め切る。

3 会議場への入室は、会議開始時刻の10分前から許可する。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当する者は、委員会を傍聴することができない。

(1) プラカード、のぼり等を携帯し、又はたすき、ゼッケン等を着用している者

(2) 人に危害を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) 前各号に掲げる者のほか、委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると委員長が認めた者

(傍聴における遵守事項)

第5条 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 委員会における発言に対し、拍手その他の方法により公然と批評又は賛否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。

(2) 委員会において、発言しないこと。

(3) 他の傍聴者の迷惑となる行為をしないこと。

(4) 委員会において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は委員会の運営に支障となる行為をしないこと。

2 傍聴者は、委員会を傍聴するにあたっては、委員長及び職員の指示に従わなければならない。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、委員会を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

2 委員長は、傍聴者がこの要領に違反するときはこれを制止し、又はその命令に従わないときは退場させることができる。

(補 則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年1月7日から施行する。